

## 5分間研修資料

～ 4・5月 虐待の防止、身体拘束の廃止、倫理・コンプライアンスの基礎 ～

### 1 高齢者虐待の防止

#### 1) 虐待の種類

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>身体的虐待</b>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力的行為<br/>殴る、蹴る、つねる、ぶつかって転ばせる、本人に向けて物を投げつける(本人に当たらなくても)など。</li> <li>・ 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為<br/>無理やり口に入れて食べさせる、移乗の時必要以上に体を高く持ち上げるなど。</li> <li>・ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制<br/>立ち上がれないように椅子をテーブルに必要以上に近づけるなど。</li> </ul>                                                                                   |
| <b>心理的虐待</b>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 威嚇的、侮蔑的な発言、態度<br/>怒鳴る、罵る、「ここにいられなくなる」等と脅す、子ども扱いする、失敗を嘲笑するなど。</li> <li>・ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度<br/>呼びかけやコールを意図的に無視する、「なんでこんなこともできないの」と責めるなど。</li> <li>・ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為<br/>職員の都合を優先し、トイレが使えるのにオムツを使用したり、自分で食べられるのに食事を全介助するなど。</li> <li>・ その他<br/>顔に落書きをして撮影する、理由なく面会者と接触させない、車いす介助の際必要以上にスピードを出すなど。</li> </ul> |
| <b>性的虐待</b>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要<br/>性器等に接触したり、キス・性的行為を強要する。性的な話を強要する。猥褻な映像や写真を見せる。介助がしやすいからと下着姿のまま放置。人前でおむつ交換をしたり、他人に見られないための配慮をしないなど。</li> </ul>                                                                                                                                                                   |
| <b>ネグレクト<br/>(介護・世話の<br/>放棄、放任)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為<br/>おむつが汚れたまま長時間放置したり、入浴・整容などが行われず、日常的に著しく不衛生な状態で生活をさせる。ヒビの入った眼鏡を放置するなど必要な用具の使用を制限する。必要な服薬や受診をさせないなど。</li> </ul>                                                                                                                                                                 |
| <b>経済的虐待</b>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること<br/>高齢者のお金を盗む、無断で使う。立場を利用してお金を借りる。日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さないなど。</li> </ul>                                                                                                                                                                                               |

#### 2) 虐待発見時の対応

養介護施設での虐待… 発見者には市町村への通報義務があり、この通報においては守秘義務は免除されている。  
 また、通報者を施設側が解雇するなどの不当な取り扱いは法的に禁止されている。

在宅での虐待… 発見者が一人で抱え込んだり介入しようとはせず、地域包括支援センターや民生委員に相談し、関係者とともに対策を講ずる。

## 2 身体拘束の廃止

### 1) 身体拘束がもたらす弊害

|              |                                                                                                                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>身体的弊害</b> | ・ 関節の拘縮や筋力の低下、心肺機能の低下など身体機能が衰える<br>・ 圧迫部位に褥瘡が発生する<br>・ 拘束された車椅子から無理に立ち上がり転倒したり、ベッド柵を乗り越えて転落するなど重大事故につながる                                         |
| <b>精神的弊害</b> | ・ 本人に怒りや不安、屈辱、諦めといった多大な精神的苦痛をもたらす<br>・ 認知症が進行したり、せん妄が頻発する原因となる<br>・ 本人だけでなく家族にも、混乱や後悔、罪悪感といった精神的苦痛をもたらす<br>・ 看護、介護する職員も、自らのケアに誇りが持てなくなり、士気の低下を招く |
| <b>社会的弊害</b> | ・ 介護保険施設等に対する社会的な不信感や偏見を引き起こすおそれがある<br>・ 高齢者の心身機能の低下から更なる医療的処置が必要となり、経済的にも少なからず影響を与える                                                            |

### 2) やむを得ず身体拘束を開始する場合

- 「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件が満たされているかを、担当者個人や関係者数人のみで判断するのではなく、施設全体として判断する。そのため、あらかじめルールや手続きを定めておく必要がある。
- 利用者本人や家族に対し、身体拘束の内容や目的、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める
- 身体拘束を開始する場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、日々の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとにその記録を加えていく。それらをもって情報を開示し、関係者間で情報を共有する。
- 拘束を開始した後も「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察・再検討し、該当しなくなった場合には直ちに解除する。

## 3 倫理・コンプライアンスの基礎

### ○介護職の職業倫理

介護職の倫理 = 「より良いケアのあり方を考える姿勢」

・ 社会福祉士及び介護福祉士法にみる倫理

- ① 誠実義務(第44条の2)…公私混同せず、利用者との関係や自分の立場を悪用しない。
- ② 信用失墜行為の禁止(第45条)…社会的な信用を失うような反モラル的な行動・行為はしない。
- ③ 秘密保持義務(第46条)…ケアに必要な情報だけを収集し、不要に情報が漏れないよう慎重に取り扱う。

### ○介護職のコンプライアンス

コンプライアンス = 「法令遵守」 決まりを守ること

・ 介護職員が守るべき決まり

- ① 介護福祉に関する法令…「介護保険法」「老人福祉法」「高齢者虐待防止法」など
- ② 労働に関する法令…「労働基準法」「労働者派遣法」「高齢者雇用法」など
- ③ 一般的な法令…「個人情報保護法」「消防法」「道路交通法」など
- ④ 会社・施設・事業所のルール…「就業規則」「業務規程」「マニュアル」など
- ⑤ 倫理・道徳的なルール…「マナー規定」など